

○会長(野沢太三君) ありがとうございます。次に、林公述人、お願い致します。林公述人。

○公述人(林明夫君) おはようございます。栃木県で開倫塾という学習塾をやらせていただいております林明夫と申します。

今日は、これからの憲法を考えるということでこのような貴重な場所で発言の機会を与えて頂きましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

安全保障を考える場合に大事なことは、国の安全保障という考え方と人間の安全保障という考え方、二つあるということをお今日は皆さんに是非御理解して頂きたいと思っております。

私の主張は二つであります。国の安全保障を考える上で一番大事なことは、国家緊急権の規定が日本国憲法にありませんので、是非この規定を作って頂きたいこと。それから、第二に是非、前文の中に、憲法の前文の中に人間の安全保障という最も新しい、これから五十年ぐらい、半世紀にわたって恐らく使用に堪えられるであろう安全保障の概念を入れて頂きたい。こう思いまして、この場に来させて頂きました。

私は、日本国憲法に限らず、あらゆる国の基本法である憲法は憲法制定権者の時代認識を強烈に反映したものであると考えます。日本国は、憲法制定当時に恒久の平和を念願したが故に、軍隊も持たず、国の交戦権をも否定した形で徹底した平和主義を憲法の前文と第九条に明記を致しました。敗戦直後の憲法制定権者の時代認識の現れとして、これは日本国民からも、それから世界の有識者の方々からも高い評価を得たことは皆さん御承知の通りであります。しかし、憲法制定後半世紀が経過した今日、果たして前文と現在の第九条の内容でこれから半世紀の日本国の安全を担保できるか、日本国民の生命、財産、生活を守り切れるかと問われれば、大半の国民が不安に陥っているのが現状ではないかと思っております。

今、国会では有事に関する立法が検討され、参議院でも何日か先にこれが通過するという新聞報道があります。私は、国の安全保障については、国の在り方を含めて日本国憲法の中でどのように考えるべきか議論をまずは深めるべきことが先決であると考えます。憲法の中に明記すべきものは明記し、しかる後に、法令に委ねるべきものは委ね、法律として立法の処置を取ることが適切な手順ではないかと思っております。

すなわち、私は、日本国憲法に国家緊急権の規定を明確に置き、憲法の規定の下に有事に関する立法をなすべきものと考えます。なぜなら、国民の基本的な人権を一時期にせよ制約せざるを得ない国家の緊急時についての立法を、たとえ国会であろうと憲法の規定なしに行うことは不適切であると考えるからであります。

さらに、もしこれからの平和や安全保障を本質のところでは考えるならば、国家の安全保障を補うものとして日本国憲法の前文に人間の安全保障、ヒューマンセキュリティの促進を明記すべきものと考えます。これからの半世紀、日本国が国際社会になすべき貢献というのは、一人一人がどのような状況であっても人間として生き抜く力を身に付けること、エンパワーメントというふうに言うそうですけれども、このエンパワーメントを人間の安全保障という観点から支援することが大事であると考えられるからであります。

本年の五月一日に、緒方貞子氏、それからアマテール・セン両氏が共同議長になられ、日本国政府の強力なイニシアチブの下に人間の安全保障委員会が最終報告書を出されました。故小渕首相の遺志も相当受け継いでいるとお聞きし、私も国連大学の方で小渕元首相の演説を聞いて非常に感銘を受けた覚えがあります。その最終報告書が国連に、国際連合に提出をされました。

人間の安全保障という見地から人々を守り、人々に力を付けること、プロテクティング・アンド・エンパワーリング・ピープルという、人々を守り、人々に力を付けるということを日本国の国是とし、憲法前文に明記することを提言したいと思います。

前文を考える際は、日本の個性を生かしながら世界の国際的秩序構築に向けた主体性を持った新しいものにしなければいけないと思います。国際的な平和構築の主体的な参画者となるべき信念に基づく考え方が必要だと思います。私は、日本国が今一生懸命に人間の安全保障ということを外交の基本政策の一つとして取っているのであれば、是非これを入れて頂きたいと思います。

私は、過去半世紀、日本国憲法が日本の平和と安全に果たした役割を高く評価するものであります。しかし、近隣諸国の軍備拡張という現実や日本国に宣戦布告に近い主権侵害行為を継続する国家の存在を目の当たりにすると、これからの半世紀、現在の日本国憲法で日本国の平和と安全保障が保障できるのかと極めて疑問に感ずる今日この頃であります。

五月の三日の日に私もメンバーの一人である「二十一世紀の日本と憲法」有職者懇談会、通称民間憲法臨調が開かれ、そこで北朝鮮から拉致をされた家族の代表であられる蓮池さんのお兄さんのお話を聞き、日本国民の一人として深く考えさせられました。この公聴会に出させて頂いたのも、そこで蓮池さんのお兄さんのお話を聞いて、何か私もしなければという思いをして出させて頂いた次第であります。

是非、これからの半世紀の使用に堪えられるだけの国の基本法を目指し、日本国憲法の全面的改正を提言したいと思います。

ただし、憲法改正のための国民投票法等の手法が不備なために、実際には憲法改正は不可能となっています。日本国憲法に改正条項が存在するのに、改正のための手法の整備を怠ることは、たとえどのような理由があろうと、憲法尊重義務に反し、憲法秩序に反するものと私は考えます。立法の不作为というふうにも言い過ぎではないと思います。これは、公正さ、フェアネスに欠けるものであります。是非、国会においては、憲法改正手続法制を早急に整備し、憲法秩序を整合性あるものにしていただきたいと思います。

憲法の担い手は、選挙で選ばれた議員の皆様だけではなく、日本国民の一人一人であると考えます。

これからの半世紀の在るべき姿、国民の生命、財産、生活を守るための平和と安全保障のあるべき姿を、国際社会の現状を直視しながら、是非直視してください。直視しながら、本音で議論をし、国の基本法である憲法秩序を考え、憲法においてこそ国家戦略的思考を持って議論し、改めるべきことは改めることが重要であるというふうを考えます。

インターネットのホームページを私も活用させて頂きまして、この憲法調査会の公聴会の詳細を知りました。このように、インターネットのホームページを活用して、国会や地方の議会、国や地方の行政における意思決定過程の情報を開示し、国民からの意見を聞く仕組みを作り上げ、民主政治を促進することを私はe-デモクラシーと呼びたいと思います。

この参議院の憲法調査会がこのように開かれ、また衆議院の憲法調査会が開かれ、その議事録や提出資料がインターネットのホームページで次々に公開されていることも、国の基本法である日本国憲法の再検討過程、再検討プロセスの透明性、トランスパレンシーを増し、国民への説明責任、アカウントビリティを果たす上で意義深く、e-デモクラシーの推進に役立っていると思います。

野沢太三憲法調査会会長様始め、そこからここにいらっしゃる委員の皆様が熱心に御議論なさっていることがよく分かります。事務局の皆様の御努力に対して、国民の一人として心からお礼を申し上げます。

私は、一九九八年に世界銀行研究所のセミナーがありまして、たまたま私は公共部門の民営化の勉

強をしにワシントンD・C. に行ったんですけれども、その手前でたまたまNATO、北大西洋条約機構の五十周年を翌年に控えてのセミナーがありまして、そこに参加しました。バージニア州のノーフォークのオールド・ドミニオン大学で開かれたセミナーに参加しましたら、そこに数多くのNATO軍の最高司令官や、NATO参加各国の責任者、学者や各国大使、関心のある市民、マスコミの方がいらっしゃいました。これからどのように地域的な安全保障について考えるか、とりわけNATOの東方拡大を熱心に議論をしていました。

日本人で行ったのは私と通信関係者の方一人だったんですけれども、そこで言われたことは、北朝鮮からミサイルが飛んできたのに、なぜ日本の人々は静かにしているのか、何十人もの方が質問に来ました。非常に衝撃を受けました。

日本の国内では歴史学者とか政治学者の方々が随分いらっしゃいますけれども、戦争の歴史の研究、それから現在の軍備状況を踏まえて戦争の抑止のための研究ということをやっている方が余りにも少ないと思います。是非、これからは日本の学者の方も、それから一般市民の方も、政治家も、自衛隊やアメリカ軍の視察やセミナーにもっと参加をし、実情を踏まえた議論をする必要があると思います。

それから、中国軍や韓国軍、北朝鮮軍、ロシア軍ともどんどん交流を深めて、現実を踏まえた上でどうしたらいいか、お互いの国にとっての平和が達成できるのかについて考えることが日本にとって大事であると思います。戦争は猜疑心から生まれます。どんな国も戦争を望む国はありません。率直にお互いの立場を話し合い、認め合うことが大事だと思います。

私は、国際連合教育科学文化機構、ユネスコというのがありますけれども、たまたま民間企業でもユネスコ協会の設立母体になることができるということで、開倫ユネスコ協会を設立させて頂きまして、その会長を務めるものであります。子供たち、それから地域の方々と一緒に、どうやったら人間の安全保障が促進できるかということを一生涯懸命考えて、この六月十七日にも人間の安全保障を考えるフォーラムを開催、勉強をさせて頂きたいと思っています。市民の一員として皆さんと共に考えていきたいと思っています。

それから、国の安全保障についてはどんなふうに誰が考えるかについてですけれども、是非、参議院の先生方は、お願いしたいのは、皆さんは国の、これから日本国憲法を考える上での憲法制定権者の中で一番大事な方々であります。ですから、是非御自由に議論をして頂いて、これからの日本の五十年後、百年後を考えて頂いて、どうしたらいいか、日本国の安全保障をどうしたらいいか、根本のところから考えて頂ければ有り難いと思います。是非、御熱心な議論をして頂くことによって、日本国民の信託にこたえていただければ有り難いと思います。

大変僭越な話をさせて頂きましたけれども、私も社団法人の経済同友会の憲法問題調査会で一生懸命、日本の国の有り様をどうするか、日本国憲法をどうするか、仲間達と、仲間の経営者の方たちと一生懸命考えていますので、どうか皆さんも国の代表として熱心に御議論して頂くことを期待いたしまして、ご挨拶とさせて頂きます。

どうもありがとうございました。

○会長(野沢太三君) ありがとうございました。

*以上の内容は、議事録の語句を林明夫が修正したものです。議事録の原文は参議院(憲法調査会)のホームページを御覧下さい。

2003年6月